

# 手 当 等 の 一 覧 表

(令和4年4月1日現在)

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支 給 月	所 管 課 名
敬老金（市）・敬老祝い品（県）	12月30日現在で以下に該当し、市内に居住する方 ・米寿（数え88歳） ・白寿（数え99歳） ・数え100歳以上	市 ・米寿 10,000円 ・白寿及び数え100歳以上 30,000円 県 ・数え100歳 記念品	9月	市・県・国の制度 高年齢障がい支援課
老人の日記念品（国）	大正11年4月1日から大正12年3月31日までの間に出生した者であって、令和4年9月1日現在において存命の方	国 お祝い状及び記念品		
特別障害者手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者を除く。 ※所得制限あり。	身体障がいと知的障がいを合併している者で常時特別の介護を必要とする方 身体障がい又は知的障がいであって常時特別の介護を必要とする方 精神障がい、肝臓又は血液疾患等で常時特別の介護を必要とする方	A 月額 34,150円 B 月額 28,350円 C 月額 27,300円	5月 8月 11月 2月	国の制度 高年齢障がい支援課 ※左記金額には次の県特別障害者等手当を含む。 特別障害者手当 A種 6,850円 B種 1,050円 その他 A種 6,900円 B種 1,150円
経過的福祉手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者を除く。 ※所得制限あり。	従来福祉手当受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	A 月額 21,750円 B 月額 16,000円 C 月額 14,850円		
障害児福祉手当（20歳未満） ※社会福祉施設入所者を除く。 ※所得制限あり。	1級の身体障がい児 2級の身体障がい児の一部（常時介護が必要な者） IQ20以下の知的障がい児	A 月額 21,750円 B 月額 16,000円 C 月額 14,850円		
在宅重度障害者手当 ※社会福祉施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者を除く。	1級～2級の重度身体障がい者 IQ35以下の知的障がい者 3級の身体障がい者でIQ50以下の合併症の方 ※65歳以上で初めて障害者手帳を取得された方を除く。所得制限あり。	・1種重度障がい者 月額 15,500円 ・2種重度障がい者 月額 6,750円	4月 8月 12月	県の制度 高年齢障がい支援課
心身障害者扶助料	① 身体障がい者手帳所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 介護保険法の要介護4・5 ④ 精神保健福祉手帳所持者 ※ 社会福祉施設入所者は除く。 ※ 重複受給は不可	・① 1級～3級 ② 全員 ③ 全員 ④ 1級 月額 6,500円 ・①及び②のうち福祉手当受給者 ④ 2級 月額 4,300円 ・① 4級～6級 ④ 3級 月額 3,400円	9月 3月	市の制度 高年齢障がい支援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
特定疾病り患者 扶助料	県が定める特定疾患医療給付並びに小 児慢性特定疾患治療研究事業の医療費 助成を受けている方 ※ 心身障害者扶助料との重複受給は 不可	月額 6,500 円	9 月 3 月	市の制度 高齢障がい支 援課
児童手当	中学卒業（15 歳に達する年度の 3 月 31 日）までの児童を養育している方 ※申請の翌月分から対象	所得制限未満（月額） ・ 0 歳～3 歳未満（一律） : 15,000 円 ・ 3 歳～小学校修了前（第 1 子、第 2 子） : 10,000 円 （第 3 子以降） : 15,000 円 ・ 中学生（一律） : 10,000 円 所得制限以上（月額） ・ 一律 : 5,000 円 ※所得制限限度額（所得額＝ 給与所得控除後の額－8 万円 －諸控除） 扶養親族等 0 人 : 622 万円 扶養親族等 1 人 : 660 万円 扶養親族等 2 人 : 698 万円 扶養親族等 3 人 : 736 万円 扶養親族等 4 人 : 774 万円 扶養親族等 5 人 : 812 万円 所得上限以上 ・ 支給なし 扶養親族等 0 人 : 858 万円 扶養親族等 1 人 : 896 万円 扶養親族等 2 人 : 934 万円 扶養親族等 3 人 : 972 万円 扶養親族等 4 人 : 1,010 万円 扶養親族等 5 人 : 1,048 万円  ※所得額（所得額＝給与所得 控除後の額－8 万円－諸控除）	2 月 6 月 10 月	国の制度 子ども未来課
児童扶養手当	離婚等で父か母がいないか、父か母が重 度の障がい（1～2 級程度）などの状態 にある 18 歳以下の児童（一定の障がい がある場合は 20 歳未満）を監護養育し ている方 申請の翌月分から対象 所得制限あり。	全部支給の場合 ・ 児童 1 人…43,070 円 ・ 児童 2 人…53,240 円 一部支給の場合 所得に応じて変動 ※監護養育する児童が 1 人増 すごとに加算あり。	5 月 7 月 9 月 11 月 1 月 3 月	国の制度 子ども未来課
特別児童扶養手 当	重度又は中度の心身障がい児（20 歳未 満）を監護養育している方 ※ 申請の翌月分から支給、所得制限あ り。	・ 1 級（療育手帳 A 判定、身体 障害者手帳 1、2 級程度） 月額 52,500 円 ・ 2 級（療育手帳 B 判定、身体 障害者手帳 3、4 級（一部）程 度） 月額 34,970 円	4 月 8 月 11 月	国の制度 高齢障がい支 援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
愛知県遺児手当	県内に住所があり、父か母がいないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 申請月から対象、所得制限あり。	児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県の制度 子ども未来課
大府市遺児手当	同上	児童1人につき月額3,500円 対象期間：申請開始から5年間 6年目以降 対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 11月	市の制度 子ども未来課
災害見舞金	震災・風水害、火災、水難死亡事故等で災害を受けた方	・ 死亡見舞金 1級200,000円 2級100,000円 ・ 物損見舞金 1級160,000円 2級80,000円 3級30,000円	災害が発生したその都度	市の制度 地域福祉課
在日外国人福祉給付金	制度上無年金となっている外国人の重度心身障がい者と高齢者	・ 高齢者 月額10,000円 ・ 障がい者 月額20,000円	9月 3月	市の制度 地域福祉課
災害弔慰金	自然災害により死亡した市民の遺族 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・ 死亡者が支給対象者の主たる生計者であった場合 5,000,000円 ・ 上記以外 2,500,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断当）を受けた市民 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・ 支給対象者が、負傷当時属する世帯の主たる生計者であった場合 2,500,000円 ・ 上記以外 1,250,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災世帯	・ 基礎支援金 住宅の被害の程度（①全壊、②半壊解体・敷地被害解体、③大規模半壊、④中規模半壊いずれか）による。 ・ 加算支援金 基礎支援金に加え、住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）により支給 ※両支援金とも複数世帯・単数世帯により金額の差異あり。	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
母子・父子家庭自立支援給付金	就職に役立つ技能や資格を取得する母子家庭の母及び父子家庭の父 (所得制限、講座等指定あり。事前相談必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金</li> <li>【雇用保険非該当者】</li> <li>対象講座の受講料の6割相当額（上限200,000円、下限12,001円）※専門実践教育訓練給付金対象講座を受講する場合 上限400,000円×修業年数 最大1,600,000円</li> <li>【雇用保険該当者】</li> <li>上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額</li> <li>・高等職業訓練促進給付金</li> <li>修業期間（48月を上限）月額100,000円（住民税課税世帯は70,500円）※修学最終の12か月40,000円加算</li> </ul>	受講終了後          毎月	国の制度 子ども未来課

# 負 担 の 軽 減 等 一 覧 表

(令和4年4月1日現在)

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
所得税の軽減	<p>令和3年分所得税について</p> <p>障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除</p> <p>障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 350,000 円が所得から控除</p>	<p>身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、ねたきり老人及び戦傷病者のいる家庭</p>	<p>勤務先の事業所で年末調整又は半田税務署で所得税の確定申告（証明書の提出、手帳の提示）</p>
地方税（市民税県民税）の軽減	<p>令和4年度市民税県民税について</p> <p>障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除。また、前年分の所得が 1,350,000 円以下の障がい者は、市民税県民税は非課税</p> <p>障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除</p> <p>同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 230,000 円が所得から控除</p>	<p>同上</p>	<p>税務課で市民税県民税の申告（証明書の提出、手帳の提示）</p> <p>※上記所得税の軽減手続きを行っていれば、税務課での手続きは不要</p>
自動車税種別割の減免	<p>一定の要件に該当する身体障がい者及び戦傷病者が自ら運転する自動車並びに重度の身体障がい者及び戦傷病者又は知的障がい者、精神障がい者のために当該障がい者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合（重度身体障がい者で年齢 18 歳未満の者、又は知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む。）における当該自動車の取得にかかる税が減免</p>	<p>身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者</p>	<p>知多県税事務所（手帳及び運転免許証の提示、本人及び運転者の住民票）</p>
（軽）自動車税環境性能割の減免	<p>減免される要件</p> <p>① 一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者が所有し、それらの者が運転する軽自動車の保有に係る税を減免</p> <p>② 一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者が所有（年齢が 18 歳未満の重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にするものが所有する場合を含む。）し、それらの者と生計を一にする者又はそれらの者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車の保有にかかる税を減免</p>	<p>同上</p>	<p>税務課（手帳及び運転免許証の提示。毎年 5 月末（休日及び祝祭日の場合はその翌日）の軽自動車税種別割の納期限までに必要書類と共に申請が必要。）</p>

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
郵便料の免除	点字出版物郵便は無料	視覚障がい者	郵便局
福祉タクシー料金の助成券の交付	(1) 重度障がい者に初乗料金を助成（自動車税の減免を受けている人と人工透析通院費助成者は除く。）するためのタクシー券を交付 年間24枚（リフト付きは年間12枚） (2) 要介護3・4・5認定者に、リフト付タクシー券を交付 年間 24枚	重度身体障がい者 重度知的障がい者  要介護3・4・5認定者	高齢障がい支援課
J R無賃乗車船券引換証（特急・急行券）の交付	交付枚数は、障がいの程度によって異なります。	特別項症から第4目症までの戦傷病者	J R
J R運賃の割引	割引率は5割 (1) 普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに、第2種障がい者は単独で乗車する場合（単独の場合は100kmを超える区間に限る） (2) 定期乗車券 第1種障がい者及び12歳未満の第2種障がい者が介護者とともに乗車する場合 (3) 回数乗車券、急行券 第1種障がい者が介護者とともに乗車する場合	身体障がい者 第1種・第2種 知的障がい者 第1種・第2種	J R
J R定期運賃の割引	通勤定期運賃3割引（通学定期は対象外）	児童扶養手当受給世帯	子ども未来課で証明発行
私鉄運賃の割引	J R運賃割引制度に準ずる。	身体障がい者 知的障がい者 (各私鉄で定める)	各私鉄営業所
航空旅客運賃の割引	割引率は、普通大人片道運賃の25～37% (1) 第1種は、単独又は介護者とともに搭乗する場合 (2) その他は、単独で搭乗する場合	第1種身体障がい者と知的障がい者及び介護者 12歳以上の身体障がい者（一部）と知的障がい者・戦傷病者（6項症まで）	航空会社支店、営業所及び指定代理店
有料道路通行料金の割引	通勤、通学、通院等の日常活動のため有料道路を通行する場合 (1) 適用範囲…全都道府県 (2) 割引率…50%以内	(1) 自ら運転をする場合…身体障がい者（障がい程度及び部位は問わない。） (2) 介護者が運転をする場合…第1種身体障がい者、第1種知的障がい者	高齢障がい支援課

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
NHK受信料の免除	<p>全額免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税であること。</li> </ul> <p>半額免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚・聴覚障がい者及び1～2級の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者及び第1款症（旧7項症）以上の戦傷病者が世帯主の場合（ただし、戦傷病者については県障がい援護課長が認める場合）</li> </ul>	<p>身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者</p>	<p>高齢障がい支援課</p>
身体障がい者用自動車改造費の補助	<p>上肢、下肢、体幹機能障がい者が就労等のために自動車を運転する場合、その自動車の改造に要する経費を補助する。（※所得制限有）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>限度額…100,000円</li> </ul>	<p>身体障がい者</p>	<p>高齢障がい支援課</p>
住宅のバリアフリー改修にともなう固定資産税の減額	<p>新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たした場合には、令和5年度分の対象住宅に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を減額。工事完了後3か月以内に申告が必要 減額措置の適用は一回限り 《要件の概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①1戸当たりのバリアフリー改修工事費の自己負担額が50万円超</li> <li>②申告時に65歳以上の方、要介護・要支援者、障がい者のうち、いずれかに該当する方が居住していること。</li> <li>③浴室、便所の改修、手すりの設置、段差解消等の住宅改修工事が行われていること。</li> <li>④改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。</li> <li>⑤令和5年1月1日までに工事が完了していること。</li> </ol>	<p>住宅の持ち主</p>	<p>税務課</p>